

議事日程(第2号)

平成29年9月7日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第38号 高鍋町工業用地造成事業特別会計設置条例の制定について
日程第2 議案第39号 平成29年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)
日程第3 議案第40号 平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第4 議案第41号 平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第38号 高鍋町工業用地造成事業特別会計設置条例の制定について
日程第2 議案第39号 平成29年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)
日程第3 議案第40号 平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第4 議案第41号 平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
-

出席議員(16名)

1番 池田 堯君	2番 水町 茂君
3番 山本 隆俊君	5番 津曲 牧子君
6番 岩村 道章君	7番 岩崎 信や君
8番 緒方 直樹君	10番 柏木 忠典君
11番 後藤 正弘君	12番 中村 末子君
13番 黒木 博行君	14番 黒木 正建君
15番 春成 勇君	16番 八代 輝幸君
17番 青木 善明君	18番 永友 良和君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 矢野 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	児玉 洋一君
教育長	……………	島埜内 遵君	教育委員長	……………	黒木 知文君
農業委員会会長	……………	坂本 弘志君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………			……………	河野 辰己君
政策推進課長	……………	三嶋 俊宏君	建設管理課長	……………	恵利 弘一君
農業委員会事務局長	…	鳥井 和昭君	産業振興課長	……………	渡部 忠士君
会計管理者兼会計課長	…	横山 英二君	町民生活課長	……………	山下 美穂君
健康保険課長	……………	徳永 恵子君	福祉課長	……………	中里 祐二君
税務課長	……………	杉 英樹君	上下水道課長	……………	吉田 聖彦君
教育総務課長	……………	野中 康弘君	社会教育課長	……………	稲井 義人君

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第38号

○議長（永友 良和） 日程第1、議案第38号高鍋町工業用地造成事業特別会計設置条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第38号に対して質疑を行いたいと思います。何点かありますので、ゆっくり申し上げさせていただきたいと思います。

高鍋町で、南九州大学跡地を購入するということは、企業誘致に関して、今までしてこなかった手法であると考えます。

それでは、お聞きします。本来、誘致企業であれば、どのような手続で、どのような助成を行えるのか、答弁してください。これは、全員協議会で協議したのですが、提案理由説明も同じような内容ですが、普通は工業用造成などについては、このように誘致企業に向けてではなく、将来に向けての造成ですが、なぜ、特別会計をつくり、更地にするなどとするのか。誘致企業と南九州学園との間をしっかりと補佐し、スムーズにいくように予算配分することが、本来の流れではないかと思うが、いかがでしょうか。

誘致企業との協議はどこまで進み、役員会ではどのような取り決めが決定しているのでしょうか。また、これからのスキーム、いわゆる流れについてお答え願いたいと思います。日経新聞報道によると、誘致企業は200億円の投資を行い、国内生産とし、大分同様機械化を図りたいとの意向のようです。70%の機械化による雇用確保は、どうなる見込みなのか、その辺のお話をしっかりと聞かされているのか、まず最初にお伺いさせていただきたいと思います。

なぜ、このような質疑を行うのかというその理由は、あの全員協議会のときに、本来なら示されるはずの図面も予算確保も本当にありませんでした。わけのわからない中で、こ

ういう特別委員会を立ち上げるということは、非常に先のことについて、高鍋町の先行きに不安を与える状況があるのではないかと懸念してこの質疑をさせていただいております。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。お答えいたします。

まず、企業立地奨励措置を適用する際の事業所指定に関する手続についてでございますが、指定を受けようとする事業者からは、工場等の新設に着手する前に、事業計画等関係資料を添付した申請書類を提出していただくことになります。その後、諮問機関である高鍋町企業立地奨励審議会での審議、答申を得て、指定事業者の可否を決定することになります。指定事業者の決定後に、事業の進捗に応じて指定事業者からの申請に基づき申請内容を審査した上で、該当する奨励措置の適用を決定することになります。

次に、企業立地奨励措置の適用する助成等についてでございますが、現時点で想定される奨励措置といたしましては、固定資産税の課税免除、雇用奨励金の交付、企業立地補助金の交付の3種類でございます。

次に、今回の企業誘致を進めるに当たりまして、まず企業の方針として、民間から土地を購入するのではなく、工業団地等の自治体が造成等行った土地を購入することが大前提でありました。そのためには、町が大学用地を購入し、造成する必要があったこと。また、大学側としても、直接企業等に売却するのではなく、町の発展のために、町への売却することのほうが、理事や評議員、OBへの説明もしやすい面があったためでございます。

次に、キャノンとの、申しわけありません。（発言する者あり）企業誘致との協議はどこまで進みと、内部ではどのような取り決めがなされているのかと、というようなことでございますが、誘致企業との協議については、この議会に提案しております議案、予算等を上げておりますので、そのようなところで協議は進んでおります。

内部との取り決め、内部の取り決めと言われましたですか、は決定しているのでしょうかということでございますが、それについては、まだ正式に発表ありませんので、不透明なところがございます。

また、これからのスキームについてということですか。この予算等上げましたので、解体工事と設計委託とそれを順次行っていくことにしております。年度内ということになります。

次の質疑は、日経新聞報道によるとということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）70%の機械化による雇用確保はどうなる見込みかというようなことでしょうか。これは、新聞報道によることでございますが、誘致企業、私どもが交渉相手としている企業からは、正式な発表がないということでございますので、現在は把握しておりません。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。先ほど答弁がありましたよね、工場をこちらに持って来たいというときには、関係書類を提出の上とあるでしょう、普通は関係書類を提出して、

しっかりと高鍋町にお願いをしてくるわけです。そのために、政策推進課なり、いろんな農地の関係なんかもあつたりしますので、農業委員会なんかとも話し合っ、ユニフローズのときもそうだったじゃないですか。こういうところがいいんじゃないかということでアドバイスを、そしてそこに決まったという経緯もあるじゃないですか。そういった取り決めを地道にやっていくのが自治体の仕事なんです。相手が来たいというところに土地を買って、投資をしてということはまずあり得ない、それが前提なんです。

そして、肅々とちょっと質疑をさせていただきますが、先ほど、担当課長よりもうキヤノンという名前が出ましたので、なぜキヤノンと言ったらいけないのかなというふうに、多分住民の皆様は、宮日、日経新聞、そのほかいろんな報道で御存じのはずですので、名前を使ったらいけない、その理由は何なのか。相手方から何かくぎを刺されているのか、その辺がちょっとわからない状況があります。そして、新聞社にリークした、結局高鍋町で議員に話が始まる前にリークされたということを非常に重く町長あたり受けとめていらっしゃるような気がするんですが、何も知らない人がリークするはずないじゃないですか。知っている人がリークするんです。そういうふうに考えることはできないのかなというふうに私は思うんです。

また、先ほど答弁では、企業内部で役員会があったことは確認されていますが、その概要が明らかにされなければ、空論となる可能性が非常に高いと私は感じているんです。これは私だけではないと思います。何も知らされずに、知らないのに事を進め、予算を出すことは今まではなかったことです。会社と違い、地方自治体は予算を組むとき、予定があって予算があります。その予定が全然わからないのでは、議論のしようがありませんので、明確に答弁をしていただきたいと思います。予想では予算編成はできないものと考えております。

もう一つは、この誘致関係は、企業側から打診があつたのか。打診があつたのであれば、いつ、どこで、どのようにあつたのか、全てこの場で明らかにしていただきたい。空想の世界に高鍋町民の大切なお金は使うことができません。よって、二元代表制である議会や議員に対して説明のできない状況であるのであれば、地方自治法にも抵触するおそれがあります。ここは明確にお答え願いたいと思います。

今回の開発は、ただ単に、1つの企業のために用地を確保するという話ですが、計画、図面などはできているのでしょうか。相対的な企画がないのに、走り出すのはいかがなものかと思えます。役員会では、一体土地購入費として幾らぐらいまでなら出せると決定しているのかお伺いしたいと思います。万が一、高鍋町が投資した金額以上での買い上げとなるかどうか、それは本当に心配なところ。大きく割ることになれば、それは町民の財産に私たちは害を与えたこととなりますので、町民に対して責任をとって何らかの私たちは提案をしていかなければなりません。それは当然町長も二元代表制の1人ですので、当然その責任はとっていただけるものと私は確信をしております。そのために、議会も解散を含めて、そのことも視野に入れながら、私は自分の議員辞職も含めながら、ここは立

ち向かっていかないと、絶対企業側の思うとおりにさせない。させてしまったら、自治体として体をなさない、それが私の言い分なんです。だから、何項目か質疑をしましたので、その質疑に十分なお答えを願いたいと思います。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前10時13分休憩

.....
午前10時14分再開

○議長（永友 良和） では、再開いたします。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。質疑が少し離れていっているように思うんですが、私から最初に言うべきことは、今までの企業誘致とは違う案件であるということ、それは相手が上場企業であるということです。情報が漏れると、大きな株価、あるいは事業の進展に大きな影響を与える会社でございますので、はっきり言えばキヤノンさんからは情報が漏れることは一番困るというふうに言われておりますので、その件は相手の会社が上場企業であり、そういう情報というのはとても大事なことだというのがあるので、表に出さないままに進行しなくてはいけないことであります。

高鍋町もこの大きい案件ですが、県もキヤノンさんとは一緒に何度も何度も東京と宮崎とを往復しながら進めてまいりました。非常にシミュレーションした内容も非常に的確な形になってきたというふうに考えております。

ただ、冒頭申しましたように情報だけは流さないでほしいと、非常に企業の運営上、あるいは取締役役会を開催するまでの間にそういう話が漏れることは一番おそれていることですということであったということを、まず私からお伝えしておきます。

その点があって、今までの企業誘致のように、早く皆様方に情報を流すということではできなかったということでございます。キヤノン様からの御依頼があり、町、県等では十分なやりとりをしながら、高鍋町にとりましても、高鍋町の雇用、あるいは住民のメリット、それから今後の高鍋町の発展の上でも非常に大きな進展をもたらすものであると受けとめながら、それを中心に考えながらやりとりをしてきたということでございます。まだしかも、あす調印式が終わってのはっきりした公表にせざるを得ないということもある上で、このような状況の話だということでございますので、その辺御了承いただければと思います。（発言する者あり）

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 副町長。補足させていただきます。先ほど、プレスリリースは、県のほうがプレス発表あると、10時にしたというふうに聞いておるんですけども、9月8日、あす午後3時45分から立地調印式を行いますという発表がありました。その後、記者会見を県のほうで行いますと。そこで、正式にキヤノンさんのほうがこれまでの経緯ですとか、あと企業さんの今回の事業規模といいますか、そういった正式な詳細についてはそこで正式に発表いたしますということになっております。

この前、先週全員協議会のほうで、私のほうからノーペーパーで御説明をさせていただいたことについては、資料を提出しての御説明を考えておったんですけども、今、町長申し上げましたキヤノンさんとのやりとりの中で、そこはまだ待ってくれということでしたものですから、お話を資料なしでの御説明とさせていただいたところです。申しわけありませんでした。

○議長（永友 良和） しばらく休憩します。

10時40分まで休憩したいと思います。

午前10時19分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

それでは、先ほどの中村議員の質疑に対して答弁、副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 副町長。先ほどの御質疑に対して御回答いたします。

お手元に図面をお配りをしております。そちらを見ていただきながら今回の誘致案件について御説明をさせていただきます。

資料の1をごらんください。

まず、今回の企業誘致に向けては、この春から正式なキヤノンさんのほうからいろいろ用地を立地を探している中で、南九州大学の高鍋キャンパス用地が何とかならないかという打診がありました。そこから協議が進んできているところです。その中で、先ほど町長も申し上げました、上場企業で非常に雇用の確保という面では非常に大きな好影響とメリットがあるという判断をしまして水面下といいますか、企業さんとやりとりさせていただいたところです。その中で、今回に議案の提出に至ったところなんですけども、概要を申し上げます。

資料の1ですが、南九州大学の高鍋キャンパスは、全体で30ヘクタールあります。この赤の点線の外側の点線になります、ちょっと見にくいですが。その中で、今回キヤノンさんに売却するという土地がこの表の上側に全体面積というのがございますが、27ヘクタールです。

したがいまして、南九州大学の用地30ヘクタールを町が購入いたしまして、そのうちの27ヘクタールは内側の赤の点線になっているところです。若干北側のほうが少し町有地がそのまま残るという形になろうかと思いますが、27ヘクタールを町がキヤノンさんに売却をするということで予定しております。

その中で、現在まだすでに一応写真はありますけれども、南九州大学の校舎がまだ建っております。それを今回町のほうでまず南九州大学さんからこの土地、建物を購入いたしまして、まず、すぐに建物を解体をしまして、そしてその後きれいに造成をするということまでをやった上で、キヤノンさんのほうに売却をするということで予定をしております。

そのスケジュールですけれども、来年の春までにはこの造成を終わらせたいということで考えております。その後の企業さんの予定としましては、※再来年の春に操業開始を考えているということでしたので、それには工場上物の建設が約1年ぐらい時間がかかるので、そのためには何とか来年の春までにはきれいに造成をしていただきたいということがありましたので、それに向けて取り組みますということで話を進めているところでございます。これは全体の計画でございます。

先ほど中村議員から質疑ありましたけれども、ここの敷地全体がキャノン1社のみのための造成となります。ほかの企業さんへの用地としては想定をしておりません。

この事業費、今回9月議会でもこの関連議案で、13億円程度の予算議案を提案させていただいておりますけれども、事業に係る費用としては約10億円でございます、9月議会からです。

ただ、全体の事業費としましては35億円の事業費と、今の申しあげました土地の取得から解体をしまして、造成に至るまで、あと周辺にアクセス道路の整備改良工事もございますので、そこまで含めて35億円と予定をしております。

そのうち、当然、キャノンさんに売却をします等々ございまして、実際町がいわゆる自己負担というか、町が負担をする金額としましては8億円ということで今整理をしておりますので、そのうちの今回10億円の事業費が9月の議会のほうで提案をさせていただいていると、上程させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） ちょっと訂正をさせていただきます。キャノンさんの操業開始を再来年の春と私申しあげましたが、済みません、再来年の夏が操業開始ということになります。訂正させていただきます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。ようやく図面を出していただきまして、内容が少しずつわかるようになりました。これが本当は事前に全員協議会の際に出していただけたら、もっと違う質疑になっていたのかなというふうに思うんですが、1回目、2回目とやっぱり雲をつかむような話というか、これ図面見たときに、何で図面が欲しいのかと言った理由は、多分図面を見ていらっしゃる議員さんはほとんどわかるだろうと思うんですが、建物を壊して、南九大跡地というのは、確かに私たちも懸念しています。

だけど、南九大跡地じゃなくて、南九大が所有している土地を絡めて、向こうのほうのここは第1種の専用農地でございますので、農業委員会とこれは一ツ瀬のほうとしっかりと協議していかなければならない確かに懸案はありますけれども、更地に建てたほうがよっぽど私はいいいんじゃないかと思うわけですが、正直な話言って。建物からちょっとずらして建てていったらいいんじゃないかと。そして壊すのも本当後でできました食堂、あそこだけ壊せばいいんじゃないですか。なんかそんな感じでなります。

※後段に訂正あり

だから、平米数からいったら、ヘクター数からいったらそう遜色はないから、全体工場がどれくらいの規模で建つのかというところもわかりませんが、大体つくるのに1年ぐらいかかるとおっしゃったから、大体どれくらいの規模かというのは想像はできますが、全体を使ってするというか。

そしてここは10号線に高台で面しております。だから、この擁壁あたりも、地滑りか、これから本当に豪雨が出てきたときにはどうなるのかなというところも非常に心配だったんです。あそこまで全部開発されてしまったら、じゃあどうなるのかなというのが1つありましたし、とにかく、協定書が明日とおっしゃいましたよね。

本来なら、やはり協定書を結んで、その内容が明らかになって、この特別委員会を立ち上げて、でもそれは臨時議会でもいいし、あとで9月の本会議の中で臨時的に、逆に言えばこの4議案を後で提案していただくということも可能だったわけです。逆に今回のように最初にこの4議案を審議する内容になったために、急ぎすぎたために結局わからない、みんなに疑心暗鬼を生ませる一番大きな原因になっているんじゃないかなというふうに思うんです。

だから、先ほどやっぱり言われた高鍋町がこの8億円は出さなくちゃいけないんだと、どうしても、最終的には出さなくちゃいけないんだということが、住民の人たちにしっかりとその内容が構築できなければおそらく住民の賛同は得られないと思うんです。だから、8億円投資しても、それなりのキャノンが来る、これは上場企業が来るわけですから、それなりの効果があると、メリットがあるというふうに判断して、これから、例えば、私も全員協議会のときは申し上げましたけど、今まで10号線は4車線化というのは国はずっとためらってきていました。

これについても、国について4車線化を即竹鳩のあその東九州自動車道までの入り口まででもいいから、ちゃんと10号線をしっかりと4車線化して、立ち上げてほしいと、協力してほしいということも、多分これは言えたんじゃないかなと思うから、早めにちゃんと議員には伝えないと、そこ辺のことは私自身も27年議員をしていますので、大体国がいろんなことがあっても、やっぱり上場企業がこうやって来るんだと、そして宮崎県にも来るんだとって、宮崎県もそれなりに協力をして、やはり10号線の問題というのは、早めに早急に解決できる見込みが、ひょっとしたら見通しが立ってたかもしれないじゃないですか。

後手後手に回ってしまったら、高鍋町のためにならずに、8億円投資して10号線が4車線化になった、高鍋大橋が4車線化で架け替えられる。古港橋も架け替えられるという状況になれば、やはり橋を架け替えるときには、大手しか来ないけれども、やはりそこには高鍋町の業者が、Aランクの業者が食い込めるところがあるんじゃないかとか、やっぱり想像できるじゃないですか、想定できるじゃないですか。

そういうところが全然見えない。状況が非常に私はこの問題を複雑にしてきたんじゃないかなと。相手の企業側の反応ばかりを気にして、でも宮日に出てしまった時点で、もう

開き直らないといけなかったわけです、逆に。そういうやっぱり度胸も必要です、ある程度。上場企業を相手に交渉しないといけないわけですから。私は、そこで町長にちょっと会社を経営されていたことがありますので、1つだけ、これは本当は私的なことで聞くべきではないことかもしれませんが、町長は1つの企業を率いてやって来られましたが、協定書も結ばないで、白い紙に印鑑をつけて、印鑑証明をつけて白紙委任状を出されたことが今まで1度だっただけあります。また、それをそういうことをした経験があるかないかを聞いているだけです。それは、自治体では絶対してはいけないと、まさに今の状況がそうなんです。何らのことも示されずに、白紙委任状を企業側に出しているようなものなんです。

だから、高鍋町のそういう底の浅さというのが見えてしまっている、非常にこれは情けない。そうじゃない、職員だって、町長だって、歴代の町長だって、決して都会の知事にも劣らないやはり都会の職員にも劣らない、議員だって、それなりの知識と判断力を持ったやっぱり議員が選ばれていると私は思っているから、少なくともそういうプライド持っているから、そのプライドの上にやっぱり成り立っている以上、やっぱりここでちゃんと事前にしてほしかったなど。だから、協定書を結んだ後にこの状況をつくってほしかったなどというふうに思うから、そのことについては町長としてどのようなお考えかお伺いしたいと思います、もう最後です。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。まずもって、さまざまな情報を、議員の皆様に提供できなかったことに関しまして、本当に心より深くおわびを申し上げたいと思います。

それから、経営という立場での最終的な承認ですとか、調印をするとかということですが、経営ですから、当然さまざまなシミュレーション、あるいは計画を練って練ってやりますので、本当に最後の印鑑を押すのは、最後の最後でございますので、このような、今回のようなやりとりは、私は常識的なやりとりだろうというふうに思います。

さまざまなシミュレーションをして、やりとりをしながら、調印がまたあすでございますから、調印をしてから、ちゃんと御報告するというのが基本的には皆さん、社内でも報告することになります。もちろん、役員ですとか、取締役会においては、議論をしていくわけですが、この案件がキヤノンさんの取締役の話し合いがあったのも先月の30日でございますから、その30日以前にまず情報が漏れるということは、一般的な会社ですと、取締役会の前にこのような話が漏れるということはあってはいけない話でございますし、また調印の前にもいろいろ図面が出たり、情報が流れるというのは、まず経営についての立場でもあり得ないことだというふうに考えます。特に、世界企業、上場企業であったら、その点は極秘に進められていくのは当然だろうと思います。

これは、中小企業でもやはりさまざまなシミュレーションとったり、いける、いけない、これでやれる、やれないという計画が、事前に漏れるということは、まずないことでございますので、今回のような南九州大学、それからキヤノンさんという一部上場の世界企業、

それから宮崎県、高鍋町というのが重なり合いながら進める案件においては、情報の公開が遅れる、あるいは皆さんに報告するタイミングが遅れてしまうというのは当然のことだろうという中小零細の経営者でもそのように理解すると思います。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 10番。正直言って中村議員が言われるのが当然であって、私たちが相当苦しみました。相手がわからない、概要説明がない、その中で賛否を問うのをどうすべきかという随分悩みました。

第1報では、南九大の跡地に企業来るんだということで、町民の皆さんも喜んでおられるわけですから、そういう板挟みになって、議員としての全うが務まるかという、我々はそういうのがしっかりしてわかっておって賛否に問うわけですから、そこが御理解いただきたいと思います。

この条項の中に、弾力条項の適用がなされております。これ、私は、この弾力条項というものは状況に応じて自由に対応できる力というふうに思っておりますが、要するに議会の決議を得ることなく、経費の支出が認められると、それがこの弾力条項というふうに思うんですが、この適用を設けられた根拠は何であるか、お聞きしたいです。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。この条例の弾力条項第3条にうたっておるわけでございます。特別会計においては、この条項が下水道会計についてもうたっておるところであります。今回うたいましたのは、やはり収入がふえた場合と、それに対する見合うだけの経費、支出をしてもいいですよというようなことでございます。できるだけこれについては、私どももしないほうがいいとは思っています。

議会の皆さんに、議会に諮ってやっていくということでございますけど、これで、例えば、考えられるのが、今回の件で、例えば今回、予算的にも工事負担金というのをを出しております。企業から、大学のほうからと、その辺のところから負担金がふえた場合、要望をもうちょっとこういうことをやってくれとかした場合には、負担金をもらいながら事業を進めるということになります。そのときにもちょっと間に合わなければ、若干の変更であれば、その歳入をいただいて事業を進めるというようなことも考えられたために、この弾力条項というのをここでうたわせていただいたところでもあります。基本的には皆さんにお諮りしながら進めていきたいと思っておるところであります。

以上です。

○議長（永友 良和） 10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 10番。要綱では会計年度中の途中において、予算計上額に不足を生じた場合は、これを使われるというふうに思っておりましたから、今課長が言われるのは、そうまでないということですよ。そういうことの中で、一番心配しているのは、これを使った場合は、議会に提示をしなくて報告だけでよいと、次の議会に必ず報告だけ

でよいということの認識だと思うんですが、報告だけでよいということですよ。

○議長（永友 良和） 施策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。そのとおりでございます、地方自治法第218条の第4項の規定によりますと、議会の報告だけでよいというふうになっております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。2番、水町茂議員。

○2番（水町 茂君） 2番。これ確認なんですけども、南九大との土地の売買契約、これはやられているんですか、終わっているんですか。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。土地の売買については、南九大とは協議はしておりますけど、まだ契約は交わしておりません。この議会で予算が通ってからということにしております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 2番、水町茂議員。

○2番（水町 茂君） 債務負担行為が10億円土地購入で出ております。総体が35億円というふうに初めて知ったわけなんですけども、10億円以上の土地購入になるんですか。まだ契約しておりませんので幾らという数字はまだ出てきてないんじゃないかなというふうに私は思っているんですが、そこのところはどうなのか。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 副町長。協議を進めていまして、上限が10億円の範囲内で売買契約を結ぶということで、今回債務負担は10億円ということで組まさせていただいているところです。それ以下での売買契約になる方向で今大学さんとはお話をしております。以上です。

○議長（永友 良和） 2番、水町茂議員。

○2番（水町 茂君） 今、聞きましたけども、変更になるということはないですか。南九大ですので、もしかしたら10億円以上の金額になる可能性もあるわけですが、これは。そこのところを……。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 副町長。協議もかなり詰めておりまして、そこは南九大さんのほうも、大学の理事会のほうでも承認をいただいておりますので、10億円を超えるということはないというふうに考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。議案第38号高鍋町工業用地造成事業特別会計設置条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

社会的には、どの企業が来るとはっきり示されている中で、内密にという町長の姿勢には、今回はっきりされましたけれども、いささかの不信感がございました。確かに、南九州大学跡地については、住民の皆さんから何とか利用できないのかとの意見も多くあることは承知しております。

しかし、他人の土地の利用法について、とやかく議論するものではないと私は考えており、持ち主、いわゆる南九州学園側がしっかりと方針を持たれ、学園側から何とかしていただきたいとの要望があれば、当然議会にも相談し、どんな手法が望ましいのか、お互いの損益を踏み込むことなく何らかの方法が示されるべきでした。

この案件は、突然提案され、議会には黙って従ってほしいと言わんばかりの手法で迫られました。議会は、住民代表として町民のチェック役としてその任を与えられています。高鍋町の財政を揺るがし、脅かす今回の提案には、きっぱりとノーと言わざるを得ないし、南九州大学が都城へ移転する際は、都城からの支援20億円を得ています。企業の論理からすると、それは当たり前なことなのかもしれません。

しかし、私たちは、町民から負託を受けて臨んでいるんです。会社の社長と従業員という立場ではありません。

したがって、対等な立場でこれまでもこれからも言いますが、内容の明らかな投資はしてはならないし、国の年金からの投資についてもしっかりと枠を決めながら、自民公明が多数を占める現政権下においては、国民の老後の資金であるお金の運用が、会社が儲かるよう仕組まれているのは周知の事実でございます。それは、国民から批判されております。

高鍋町は、財政調整基金は2割を目指して、公債費についても、私の議員生活27年の中で監査委員も述べられているように、ようやく公債費も少なくなり、これからいろんな住民要求実現に拍車がかかると期待していた矢先にこのような事態です。私1人が反対しても、この案件は可決されるのかもしれませんが、あとの議案審査を行うのかと思うと、高鍋町が壊れていくのが残念でなりません。企業の思惑にはまり、自治体が壊れていく、そのような事態を招かないことを祈っています。

今まで町長は、商工会議所の代表として、各種審議会などへの参加はなされてきましたが、会議録を見る限り、意見としてはあまり発言がないように思います。また、木城町との関係も友好関係が続くとは思えません。高鍋町の人間性が、この問題で社会的に疎まれる方向に行くことは、何としても避けなければなりません。特別委員会を立ち上げるなら、しっかりと方針がなければなりません。マスコミも不思議に思っています。宮日でも日経新聞でも取り上げられたにもかかわらず、当の自治体が無言を守り続けることは、これい

かにです。

まだまだ言い足りませんが、議会運営上、これ以上の討論を並べても意味がないと考えますので終わりますが、内容のない特別委員会立ち上げには反対として、討論を終了したいと思います。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第38号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数と認めます。したがって、議案第38号高鍋町工業用地造成事業特別会計設置条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前11時05分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

日程第2. 議案第39号

日程第3. 議案第40号

日程第4. 議案第41号

○議長（永友 良和） 日程第2、議案第39号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）から日程第4、議案第41号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算まで、以上3件を一括議題とし、1議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第39号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。何点かありますので、ちょっとゆっくり読みます。

繰入額と町債を合わせ3億5,000万円余りですが、これをもってしても町財政に与えるメリットはどのくらいと試算されているのかお伺いします。

財政調整基金について、基本的には高鍋町財政からすると、どのくらいの金額が妥当だとお考えでしょうか。残額を含めて答弁していただきたいと思います。

単独道路改良については、どのような路線図をお考えなのでしょう。また、所有者の合意がなければ、測量設計などはできないが、ある程度の目安はできているのかお伺いしたいと思います。

県の指定第1号古墳発掘調査において、期間はどのくらい要するとお考えでしょうか。

今まで、町内業者を育成と称して事業をある程度は任せてきましたが、今回も町内業者

で賄うおつもりなのか、お伺いしたいと思います。

この予算の中で、国や県からの助成があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。政策推進課関係の御質疑にお答えいたします。

町財政に与えるメリットというようなことですが、相手方から具体的な投資規模や雇用人数が公表されておりませんが、年間約1億円程度の税増収になる見込みと試算をしているところがございます。

次に、財政調整基金の残高等についてということでもありますけど、標準財政規模の20%が適正な財政調整基金だというようなことで、それで計算しますと約10億円ということになります。今現在、平成28年度末で約15億円の残高がございまして、今回の事業で約3億7,000万円の取り崩しを予定しておるところでございます。

それと、この予算のうち、国県からの助成についてはあるのかという御質疑ですけど、今回の補正予算で計上した事業に関する国県からの助成金はございません。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。単独道路改良について、どのような路線をお考えなのでしょうか。また、所有者の合意がなければ測量設計などはできないが、ある程度の目安はできているのかという御質問でございますが、南九州大学高鍋キャンパスの西側にあります上永谷から雲雀山へ向かう道路、現道の道路を利用して拡幅改良する予定でございます。

今後、大学周辺の地区を対象とした住民説明会を予定しており、その中で道路整備に関する方針を御説明申し上げ、御理解と御協力をお願いすることとしております。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。おっしゃるとおり、敷地内には県指定の1号墳がございます。今回の調査に関しましては、建物の建設予定地が古墳から離れておりますので、1号墳周辺の調査はいたしません。

しかしながら、面積が広いこともありますので、建物の予定地の全域について調査が必要になってきます。広さからいいますと約2カ月間を要するものと考えております。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。今まで町内の業者の育成と称して事業を任せてきましたが、今回も町内の事業者になるのかということでございますが、今回の補正は、先ほど申し上げましたとおり、現道の拡幅改良工事にかかる詳細設計等を委託するものがございますので、専門的な技術者がいるコンサルタントになるものと考えております。（発言する者あり）

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（惠利 弘一君） 町内業者になるかということでございますが、町内にはそういう大きいコンサルタントがないというふうに考えておりますので、町外になるのではないかと考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。それでは、確かに、固定資産なんかは歳入のところではあるわけではございませんので、この案件には違うよとおっしゃるかもしれませんが、大事なところなので聞いておきたいと思います。

南九州大学の評価価格というのは、どのように算定されているのでしょうか。もし、固定資産税をいただけたら幾らになるか、お伺いしたいと思います。

古墳調査で、先ほど、県指定の第1号古墳は離れているからしないということですので、ほかのところするんだらうということで、そこは理解しましたけれども、やはり工事するときに、第1号古墳に全然かからないという目安はあるんでしょうか。だから、そのところがちょっと気にかかる場所なんです。もうすでに建物が建っていますので、新たに歴史的な発掘はないと考えられますけれども、万が一歴史的な発掘があった場合、どのような流れになるのか、お伺いしたいと思います。

これは最後、確認をしたいと思いますが、水と電気、そして一応下水道のほうについては予算が出てますので、これは下水道のほうで工事をするんだらうなというふうなことは予測できますので、心配していませんが、これは誘致企業側で計画されるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。固定資産税にかかる評価ということでしょうか。土地に関するものに対しては、付近の状況類似地域というのがございまして、その固定資産評価が出ております。3,000円程度だったと思います。それに基づいてまた評価は計算されると思います。

また、建物が建った施設、これも評価をするわけですけど、これについてはまだ評価をされていませんから、評価した場合にその家屋に対しての固定資産税がかかる。

それと、償却資産です。機械類等入れた場合に、償却資産にも税額がかかりますので、それに対しての固定資産税がかかるということで、総額1億円弱。

それと、ほかにもいろいろ税がありますけど、固定資産税につきましては、それがもう少し下ですか、五、六千万。ちょっとまだ推測ではものは申しませんが、そういうところで大体の試算はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 税務課長。現在の南九州大学につきましては、学校法人の所有するものということで非課税となっておりますので、現況での評価は建物については行っておりません。

土地につきましては、同じように非課税となっておりますので、実際の企業等になりましたら、先ほど政策推進課長のほうが言いましたように、状況類似ということの標準値というような定めがありますから、それを参考に実際の土地の現況に応じて、改めて評価をして課税をするということになります。

建物においても、実際に建ったものに家屋調査ということを行いますので、その数字に基づいて課税ということになりますので、現況では明確な数字は出ないものと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。1号墳が工場の建設予定地にかからないかということに（発言する者あり）調査を進めるに当たって、史跡等が出てきた場合は、これは県との協議になります。

つまり、文化庁との協議になるわけですが、史跡が出てきた場合につきましては、その部分の本調査になってきます。いわゆる今から始めるのは予備調査といたしまして、試掘調査、確認調査になりますけれども、史跡が出てきた場合は本調査になります。本調査になった場合は、史跡があろうと判断されるところ全て調査になります。

その史跡の内容によっては、国とか県が入って協議をすることになりますが、現地が建設がもう変わらないということであれば、調査の結果それを報告書として残す。史跡が出てきた場合は、報告書として残すか現地の土の中にまた埋め戻して残すか、あるいは、例えば吉野ヶ里遺跡みたいに現場として残すか、この3つになりますので、報告書で残すことになると思います。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありますか。（発言する者あり）副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 副町長。もう一つ、水道とか、電気については、企業が負担するものなのかということで御質疑だったと思いますが、そのとおりでございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。先ほど南九州大学の評価価格はどのように算定されたのでしょうかと聞いた一番大きな理由は、これから南九州大学をもう買うわけです。大体10億円の内を買うということは決めていますけど、この評価はきちんとしておかないと、やはり人の家を買うときに、やみくもにうちは欲しいから、じゃあ、あんたどこ10億円を限度としちよるから、9億円で買うわという話にはならないと思うんです。

やっぱり最低限調査をして、調査というかわかると思うんです、固定資産の担当、税務課ではわかると思うんです。大体どれぐらいの年数。あそこは学校法人だったから、今までずっと税金がかかっていないからわかりませんじゃ自治体の仕事は務まらない。

だから、最低やっぱり評価できるものを全て評価して、金額にそれを反映させていく、妥当な金額を出していかなかったら、相手の言いなりの金額出していたら、自治体としては失敗です。やはりできるだけその評価価格に近い形で、しっかりと買っていく。

今まで学校法人ということで、南九州大学が移転してからも、1円の固定資産税も納めてないんですから。それから考えたときには、固定資産税を納めていただいたものとして、それは差っ引いて本当は買わないといけないんです。それが事業者です。先ほど事業者も当たり前だとおっしゃったから、町長が。私も事業者になります。事業者の社長になった気持ちで今言っているんです。当たり前でしょう、少しでも安く買うでしょう。そして少しでもちゃんと不備なところがあったときにはちゃんとするでしょう、そこを。

ここはこうだから負けてくれと。あんたのこの今の評価はこれだけだから、これだけしか出せないよとかいうことの根拠がしっかりしていないと、町民に対して、たった5億円ぐらいしかせんものを、7億も、8億も、10億円近くで買ったということになると、そこでもう違うわけです。何しよっとかということになりやあしませんか。私はそうなると思うんです。

だから、しっかりと固定資産については、今まで評価してこなかったけれど、この際きちんと評価をして、大体この規模であればこうであるという、今までしてこなかったら、建物の調査もしてないから、何もわかりません。それでやっちゃあいきません。

だから、そこに対しては土地家屋調査士を入れんにやいかんから、お金がかかるからということになれば、それはそれで。でも標準価格というのがあるんです。大体これだったらこれぐらいと。地域に建っているほかのところ見たら、これぐらいの課税がされていると。固定資産税でも、例えば南九大が都城に行ってから、1円も学校法人だから納めていただいてない。そういうことを考えたときに、やっぱりこのことを勘案してできればこれぐらいで抑えていただきたいと、相手と交渉するときにはそういう交渉するでしょ、町長、もちろん。そうでしょう、うなずいてらっしゃるから、多分私言ってることそのとおりだと思うんです。私も商売なれるかなと今瞬間思ったんですけど。

そういうことがあるから、少し調べていただきたいというのもあって、総括質疑にしたんです。特別委員会でしたら、あしたに結論出ますので、それ出ませんので、だから特別委員会での結論出す前に、これを言っておかないと、特別委員会でやっぱりこれを協議しないといけない部分がありますので、あとの質疑の中でまたそれは出していくと思うんですが、ここは調べておいていただきたいと思います。

先ほど、万が一、歴史的な発掘があった場合、書面で残すということをされましたけど、これは正直な話、古墳というのは私たちの手のつけられない、文化庁は、お金は出さないけど口は出すというところなんです、はっきり言って。

だから、なかなかこういうところにお金は出してくれないんですけど、私たちが文化庁にお願いしても、いろんな例えば高鍋町の古墳に関してもお金は出してくれないんですけど、口は出していただいて、かなり出費はしますけど、けど歴史的な発掘があった場合は、やはりかなりそこ辺のところ、私が先ほど2カ月ぐらいと聞いたんですが、試掘です。

だから、本格的に、これ発掘しないといけないよというふうになったとき、もっと時間

がかかると思うんです。そうなると、先ほど町長が答弁されたように、副町長も答弁されましたけど、時間的にクリアできるのかどうかというところが、非常に心配ですので、確認をしているだけです。私、質疑をしていじめているというふうにはとっていただいたら困るんですが、確認をしているだけです。

確認をしていかないと、もしずれ込んでいったら、間に合わない状況が生まれてくるかもしれないから、やっぱりそういう心の準備はちゃんとしておかないと、どこでどうなるんだというスキーム、要するに流れをしっかりと計画図の中に落とし込んでいかないと、一番短い期間で落とし込んでいくと失敗が起きますよと、間に合わなくなる可能性がありますよということを言っているだけです。そここのところを期間にゆとりがあるかどうかということを確認しているだけです。そこだけお答え願えればと思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） ちょっと質問が多岐にわたられたんであれですけど、土地のこと、私は、実は、現在の評価価格も当然出させていただきましたし、これは南九州大学は簿価、帳簿上の価格というのがありますので、それも教えていただき、そして想定では簿価は10億円をかなり超えているわけですが、我々はそれを2度南九州大学の理事会、評議員会にも行かせていただきまして、かなり今の評価額に近い形に持っていかたと、しかも、解体費用についても、南九州大学に半額までとはいかないけど、それに近いような価格を協力願いたいということもお願いして、それも理事会のほうで御承認いただきまして、私としましても大切な町の予算でございますけど、かなり納得いく、あるいは違う言葉では大学が非常に協力的な価格を出していただいたんで、その点は当然現在の評価額と見合わせながら納得のいく価格になったというふうに理解しております。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。調査の期間についてでございますけれども、私たちが調査をするに当たりまして、期間なり、金額、あるいは発掘作業の人数を積算するんですけれども、これにつきましては、九州埋蔵文化財発掘調査基準積算表というのがございまして、それによって積算をしております。

この積算の根拠というのが、あのエリアの中で、古墳が近くにありますので、古墳時代の（発言する者あり）

これは本調査を入れての期間積算をしておりますので、極端に延びることはないと思います。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第40号平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） ちょっと何点かありますので、今度の事業は区域外であり、宮

田川を挟んであるんですが、この資金への国からの助成はあるのか。

また、許認可関係では問題がないのか、お伺いしたいと思います。

もう一つ、そしてその宮田川を挟んであるんですが、このことについては、国県との話し合い、橋のところを通すのかどうか、そこだけちょっと確認をさせてください。あそこの橋は、どこから道路をするのかというのが、ちょっと私もわからないから、道路をどう変えるのかわからないから、現在のいろは坂で設置するのか、そこ辺のところはまだ説明がないから、ちょっとわからないんですが、内容としてはどうなのかというところはちょっと知りたいなというふうに思うんですが、お伺いしたいと。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。下水道の計画といたしましては、二本松橋から神祭野坂を上りまして、南九州大高鍋キャンパスのグラウンドまでの1,100メートルを予定しております。

国からの助成につきましては、認可路線でありませんので、助成はございません。

区域外からの流入につきましては、県へ問い合わせをしましたところ、国への申請は必要なく、町において、図書、本において管理をすればよいということですので、今年度作成予定の事業認可変更図書にうたいこむ予定としております。

それから、宮田川につきましては、二本松橋に添加する予定でございます。二本松橋は町の橋になっておりますので、それに添加する予定としております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第41号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。雑入では、工事負担金とありますが、具体的にはどのような内容かどうか、お伺いしたいと思います。

9億円の資金投入に関しては、ペイできるのかどうかということ。先ほども聞きましたけれども、再度お答え願いたいと思います。

南九州大学との協議はできているということですので、先ほどからの答弁にすると、金額までもう大分話が詰まってるみたいです。だから、いつ契約するのか。そして、支払いはいつするのかということも含めてお伺いしたいと思います。

また、その資金の調達についてどうしていくのかという。一応、債務負担行為が上がっていますが、借金するのか、それか財政調整基金から持って来るのか、そこのところをちょっとお伺いしたいと思います。

下水道特別会計同様なんですが、国県からの助成があるのかどうかお伺いして、一応第1回目は終わりたいと思います。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。まず、工事負担金の内容についてでございますけど、これは南九州学園からの解体工事に係る費用の一部負担金等などでございます。さきほど町長が答弁いたしましたけど、その分と、企業から一部設計費に対しても、委託料に対しても負担金をいただくことにしております。

それと、9億円の収入に関してペイできるのかというようなことでございますけど、今回予算計上しました9億円につきましては、全体事業費の一部でございまして、今後も補正予算等を編成する予定でございます。総事業費を今見込みで35億円と見込んでおるところでございます。

今後、南九州学園より土地を購入するということになりますが、建物の解体、造成を行った後に売却となりますが、かかった費用を売却する金額で賄うことは、現段階では難しいということを考えています。8億円ほどの負担が出るということを先ほど申し上げました。それについては、新たな雇用が生まれますし、税金、まちなかのにぎわいといった本町に及ぼす影響を考慮しますと、長期的には金額に対して十分な効果があるものというふうに考えております。

南九州学園との土地の売買についてのことでございますが、先ほども言いましたけども、協議はしているところでございます。10億円以内の購入ということで申し上げました。これは3年間の分割で行うことで協議を進めているところでございます。それで、債務負担行為等を設定をさせていただいたところでございます。契約については、早くしたいというふうに思っております。契約しましたら、また皆さんに本契約日程の御協議をさせていただきたいと思っております。

国県からの助成があるのかということでございますけど、今回の補正予算では、国県からの助成金はございません。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。先ほど答弁で、9億円の投資、資金投入に関してペイできるのかということに関して、答弁で新たな雇用が生まれるという答弁がありました。新たな雇用が生まれるということを言われる以上、どれぐらいの雇用が生まれてくるのか、どういう試算をされているのか、お伺いしたいと思います。

それから、国県からの助成がないということで、3年間で分割払いということなんですけど、3年間の分割払いにしてもどこからか払わないといけないわけです。ちゃんと、どの資金から払うのか、まさかふるさと納税から払うとは言わんでしょけど、どの資金から払うと思っていらっしゃるのか。分割払いでも払う能力がなかったら、分割払いできないんです。分割払いというのは、払う能力があるから分割払い。貯金があるからいいですよと分割払いも応じますということ。

先ほど、これを全部3年間で払ってしまったら、基金が大分少なくなるなというふうに思うじゃないですか。だから、引き算をしたらそうなるじゃないですか。今、15億円と

言われたけど、これで、じゃあ10億円払っていったら、あと5億円しか残らん、これどんげすっかなというふうに思うじゃないですか。やはり、通帳の残高を見て、残らなければ不安になるじゃないですか、人間というのは。

先ほど、規模としては、私は2割と置いていたけれど、そちらのほうの思ってたっしやる思惑からすると10億円もないぐらいの金額おっしゃいましたので。財政調整基金がですね。

だから、そこに対してどう思っているのか。3年間あれば、財政調整基金はまたもとには戻せなくても、予想している、要するに計画している財政計画の中ではそういうふうを考えているのか、そういう資金計画まで立てないといけないわけです。人のものを買うとか、事業するというときには資金計画までちゃんと立てて。

だって、サラリーマンが家を建てるときに、借金をするでしょう。返済能力がなかったら、今貸しませんよ。返済能力あるかないかというのを、そこをちゃんと考えなければいけない、みんなの頭で考えなきゃいけないわけです。

そこをちゃんと考えているかどうかを聞きたいわけですから、そこを、新たな雇用が生まれるというのであれば、それでどれぐらいの税の増収が見られるのか。そして、新たな雇用が、どれだけしたら若者が移住定住ではないけれど、それでこれだけふえていけば、大体ペイできるんじゃないかなと。

だから30年かかってペイできればいいわけです。自治体というのは、30年ぐらいかかれば、もう私もこの世にはいないけど、それぐらいでペイできればいいと思って考えているのか、いや5年ぐらいで短期決戦でやりたいと思っているのか、そこが町長が考えるところなんです。それは私たちが考えることじゃない。町長が考えて提案することであって、そして、それが財政調整基金とどうしたらいいかというところ。お答えがまとまるまでもうちょっと言いましょうか、大体大丈夫、ということです、質疑を、今の時点では終わりたいと思います。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。新たな雇用ということを申し上げましたが、はっきりしたことはわからないんですけど、※1,000人規模単位であるんじゃないかなと思っております。全ての方が高鍋町の方ではありませんし、それ本当の見込みです、高鍋町在住の方が、何人こちらに雇われるのかというようなことはわかりませんので、そのようなことではっきりしたことはわからないところでございますが、雇用が生まれるということは、確かなことだと考えております。

ちょっと済みません。先ほど、1,000という数字を出しましたけど、木城町のほうが1,000ということではございますけど、あの程度以上のものは見込まれるんじゃないかなと思っておりますので、そういうふうな発言をしたところでございます。

それと、土地について、3年分割払いをしているわけですけど、これは資金としては、今年度は土地開発基金と一般……（発言する者あり）する予定にしておりますが、まだ通

※後段に訂正あり

っておりませんからということです。済みません。

3年分割払いを予定しておりますけど、今年度につきましては、土地開発基金と一般会計からの繰入金で賄うことにしております。一般会計の繰入金というのは、財政調整基金を繰り入れるということにしております。次年度以降につきましては、土地売り払い収入が出てきますので、それを充てていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。私が心配するのは、新たな雇用が1,000人程度生まれると、木城町の例を挙げておっしゃったんでしょうけど、どのぐらいの規模になるかもまだわからない、正直な話でキヤノンさんが木城の倍をつくられるのか、3倍をつくられるのか、4倍をつくられるのかとわからないわけです。でも、先ほども私質疑で言いましたけど、70%は機械化するというわけです。機械化していくとおっしゃるわけです。

雇用人数は、例えば木城町でいえば、木城町が今1,200ぐらいですか、1,200か1,300ぐらいいらっしゃるという話をちょっと聞いたんですが、でもそれから考えたときに4倍か5倍の規模であるのであれば、確かに雇用は生まれるかもしれません。だけど、ほとんどがこれ、現存の人たちで全部でできるということを考えたときには、雇用は生まれないと考えるのが、普通掛け算と割り算と引き算としていったら、そんななるんじゃないですか。

だから、新たな雇用が生まれるとおっしゃったから、新たな雇いをどれぐらい考えていらっしゃるのかなというふうに思って、そこ辺もまだキヤノンに確認していないのに、そういう答弁がよくできるもんだなと、私思うわけです、正直な話言って。

何も決まってないわけでしょう。キヤノンがどういう施設をつくって、どれぐらい雇用に図っていくということは、日経にはある程度載りましたが、でも日経だけ見てこっちも判断するわけにはいきません。役員会でどんな話があって、多分役員会でのごく一部が日経新聞に出たんだろうと私は思ってますから、だから、新たな雇用というのは、かなり厳しいとみてるんです、私は。

だから、新たな雇用ができてくればいいんですが、新たな雇用は本当にできるのかどうかということを確認されてるのかどうか。だから、答弁に新たな雇用と言われる以上、やっぱりキヤノン側のある程度の計画を知らないで、そういう答弁はできないと思うんです。

ということは、答弁ができたということは計画概要は知っていると、話せないけど知っているというふうに私は捉えたんですが、どうでしょうか。話せないけど知っているというふうであれば、やっぱり議会にもその情報は共有していただかないと決め手にはならない。

だから、雇用が1,000人ふえるんだったら、それはみんないいです、8億円ぐらい出したって、雇用がふえれば、1,000人もふえれば、それは正直な話、喜んで差し出します、土地を。だけど、1人もふえないということになった、現実的にそれで後で終わ

ってみたら、雇用がたった30人だったとか、40人だったとかといった場合には、非常に答弁にうそがあるわけでしょう。そういうそをついて議案を通してしまったら、問題になるじゃないですか。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。済みません。私の何というか、しゃべり方が悪かったのか、答弁の仕方が悪かったのかあれですけど、木城は1,000人ということで例えただけでありまして、新たな雇用が1,000人生まれるということではございませんで、もしあった場合に、その中で高鍋町の雇用される、あちらこちらから県内されるでしょうから、高鍋町にも幾らかの雇用が生まれると、高鍋町に進出されれば高鍋町が多いでしょうけどという話で、例えの話で、（発言する者あり）それは全くわかりません。失礼しました。

（発言する者あり）

○議長（永友 良和） ちょっとしばらく休憩します。

午前11時51分休憩

.....
午前11時52分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。訂正をさせていただきます。1,000人と言ったのは間違いですので、訂正させていただきます。ですけど、新たな雇用が生まれないと、やはり私どもにもメリットはございませんし、県全体に関してもメリットはないと考えておりますので、そういう意味で新たな雇用によって、長期的に見ると十分な効果が生まれるんじゃないかなということで答えさせていただきます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 私は、議長に議事進行の発言でお願いしたいと思います。

今、私たちは、工場用地造成事業についての特別会計設置予算書についての審議をしているわけでありましてけれども、予算書の際に概要を説明したからということで、広く大分出てきましたけれども、詳細な説明もなく資料も提出されていません。しかも、この事業は大変大事な事業でありますので、負担金額を幾らで、契約の相手が誰であるだけでは、私たち議員としての務めを全うすることはできないと思うんです。

そこで、これから委員会に付託されると、そういうふうに思いますが、この事業の財政シミュレーションができてると思うんです。その資料の提出を要求したいと思います。

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（永友 良和） 只今、10番、柏木議員からそういう要望がありましたので、この後、特別委員会の中でそういう資料を提出をお願いしたいと、できる限りの資料の提出をお願いしたいと思います。

じゃあ、お諮りいたします。議案第39号から議案第41号までの3件につきましては、

議長を除く15名をもって構成する工業用地造成事業特別会計予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号から議案第41号までの3件につきましては、議長を除く15名をもって構成する工業用地造成事業特別会計予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたします。

ここで暫時休憩いたします。正副委員長の互選を行いますので、議員の皆さんは第3会議室にお集まりください。

午前11時55分休憩

.....

午前11時58分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

先ほどの工業用地造成事業特別会計予算等審査特別委員会の設置に伴いまして、それぞれ正副委員長の互選が行われましたので、結果について報告いたします。

工業用地造成事業特別会計予算等審査特別委員会、委員長に青木善明議員、同副委員長に岩崎信や議員がそれぞれ互選されました。

----- . ----- . -----

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日は散会いたします。

午前11時59分散会
